

# 特殊な設置形態の太陽光発電設備に関する 安全性確保のためのガイドライン策定

## 海外の規制・ガイドライン

2023年7月11日(火)

**Deloitte.**  
デロイトトーマツ

デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社  
エネルギーユニット  
海外事業戦略・公共政策チーム リード  
シニアマネジャー  
榎本 哲也

# 目次

---

調査フロー	3
-------	---

---

1 海外の規制・ガイドライン	5
----------------	---

---

2 我が国と諸外国の規制	11
--------------	----

---

3 我が国のガイドラインへの反映	15
------------------	----

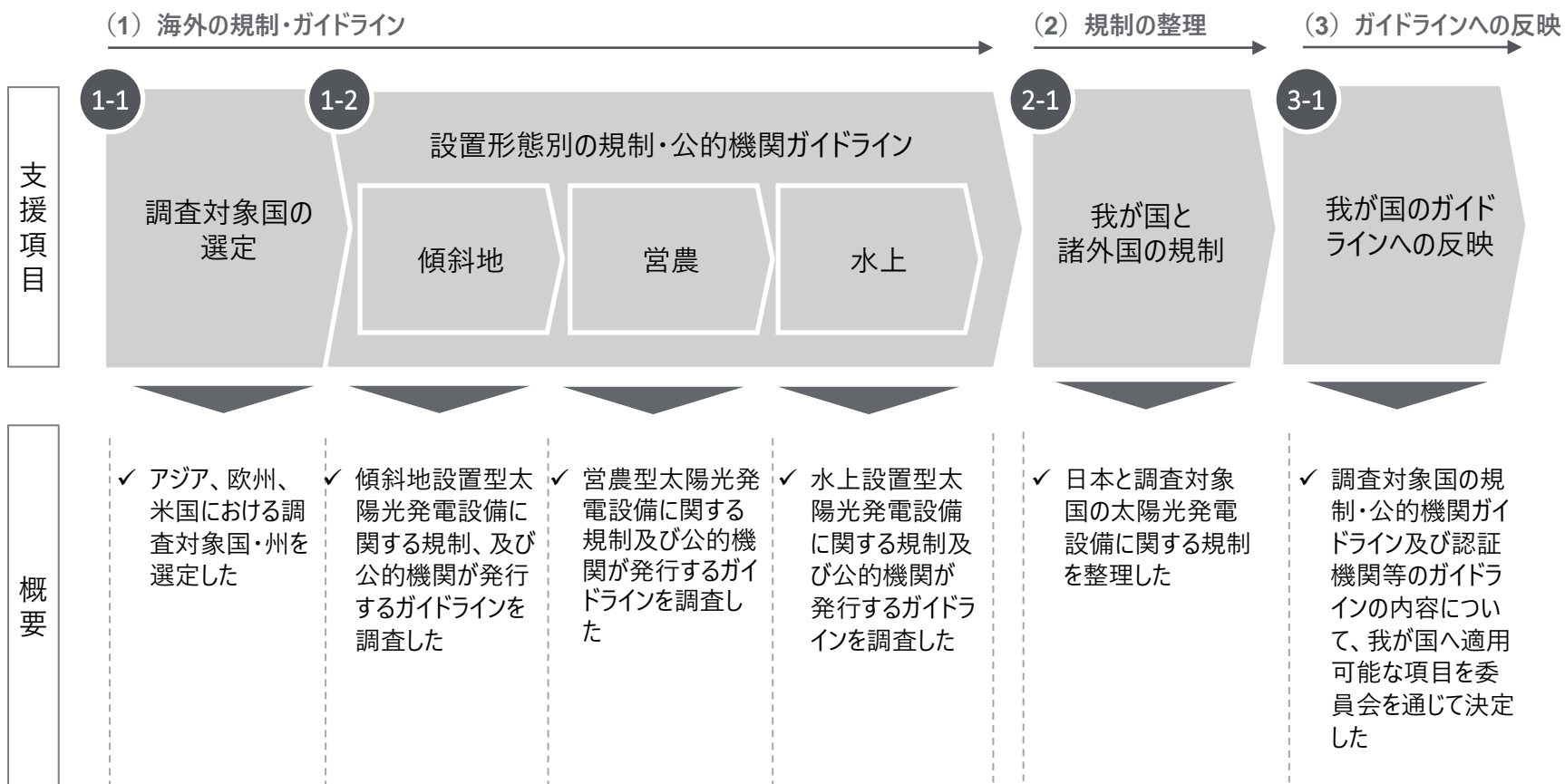
---

- 本報告書に記載されている情報は、公開情報に加え、本調査の分析に利用する承諾を得た上で、ヒアリング等で第三者から提供を頂いたデータも含まれています。これら情報自体の妥当性・正確性については、弊社では責任を負いません。
- 本報告書における分析手法は、多様なものがありうる中でのひとつを採用したに過ぎず、その正確性や実現可能性に関して、弊社がいかなる保証を与えるものではありません。
- 本報告書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の政策決定の参考資料として作成されたものです。内容の採否や使用方法については、閲覧者自らの責任で判断を行うものとします。

# 調査フロー

# 海外の規制・ガイドラインの調査を実施し 我が国のガイドラインへ反映した

## 調査フロー

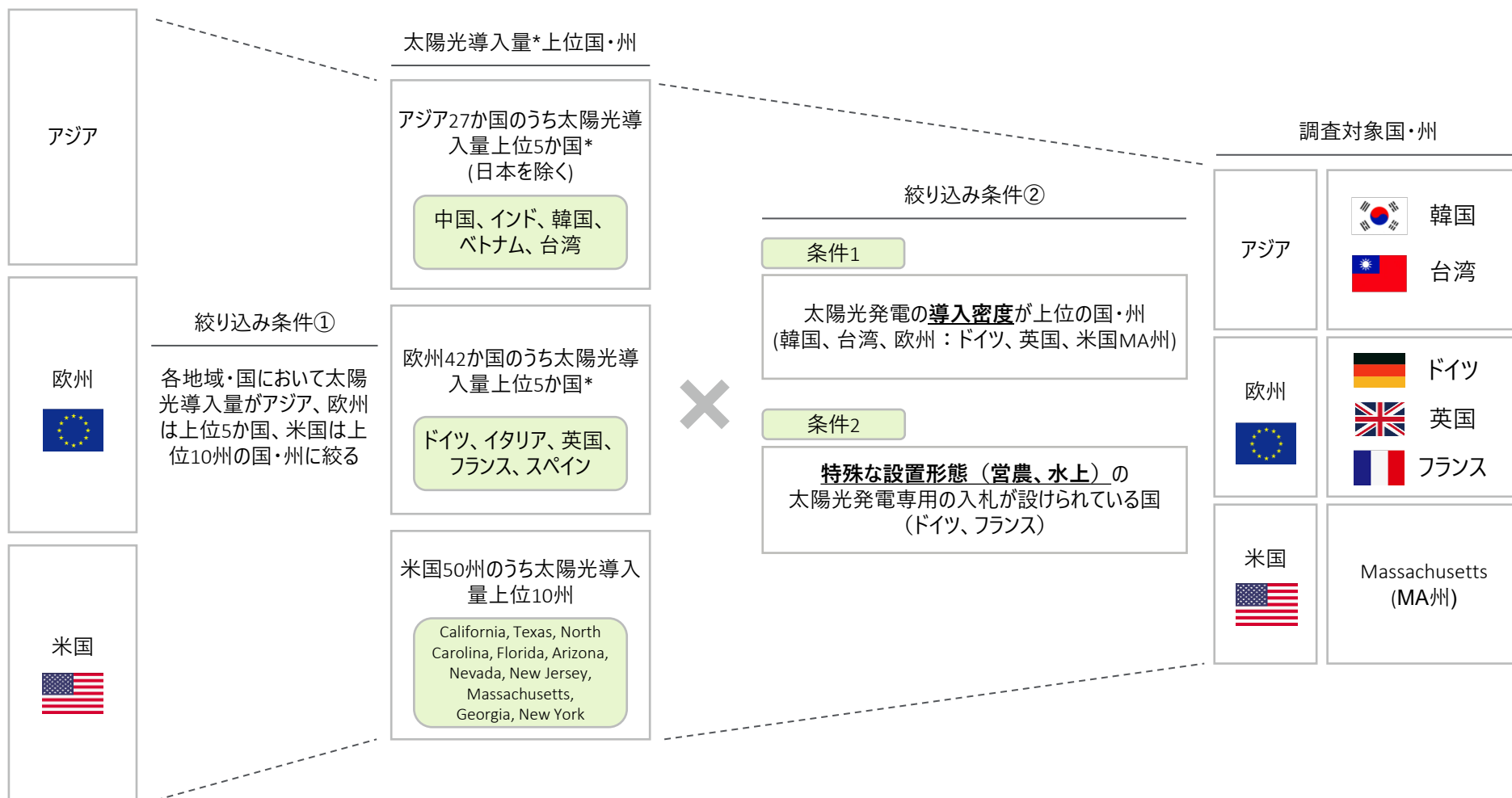


# 1. 海外の規制・ガイドライン



# アジア 欧州 米国のうち太陽光発電導入量が多く導入密度が高い国・州及び特殊な設置形態専用の入札が存在する国を調査対象とした

## 調査対象国の選定



\*太陽光導入量はアジア・欧州はIRENA(2019年)、米国はSEIA(2020年)のデータを参照

# 1. 海外の規制・ガイドライン



# 傾斜地への太陽光導入を促進している国は見当たらず 韓国では傾斜角を15度以下に規制し 傾斜地専用ガイドラインを制定している

傾斜地

## 傾斜地設置型太陽光発電における概況

太陽光発電を対象とした法規制  
 特殊な設置形態の太陽光発電向けのガイドライン  
 一般的な法規制  
 一般的な太陽光発電向けのガイドライン

○ 規制緩和・導入促進  
× 規制強化・導入抑制

アジア

欧州

米国

 日本	 韓国	 台湾	 英国	 ドイツ	 フランス	 MA州
---	---	---	---	--	---	--

傾斜地設置型	導入関連指標	傾斜地は一般的に導入量統計が存在しない					
	導入政策	-	×	-	-	-	-
	規制	×	×	-	-	-	-
	ガイドライン	-	傾斜地ガイドラインあり (新・再生可能エネルギーセンター)	-	傾斜地専用ガイドラインは無いが、勾配に応じて風速補正係数を使用	-	-



# 農地への太陽光導入については 農業へ配慮した規制を設けたうえで 導入を促進する国が多い

営農

## 営農型太陽光発電における概況

太陽光発電を対象とした法規制  
 特殊な設置形態の太陽光発電向けのガイドライン  
 一般的な法規制  
 一般的な太陽光発電向けのガイドライン  
○ 規制緩和・導入促進  
× 規制強化・導入抑制

		アジア			欧州		米国	
		日本	韓国	台湾	英国	ドイツ	フランス	MA州
営農型	導入関連指標	導入済農地面積 560ha(2018年度累計) (営農型太陽光設置のための 一時転用許可実績)	導入目標 10GW(2030年)	2025年までに2万haの 荒廃農地に太陽光発電 の導入を計画	不明	導入実績 数十MW (2020年10月時点)	2017-20年に 約135MW導入済	不明
	導入政策	○ 農業経営の高度化に利活用 できる場合は補助金を支給	-	○ 地上設置型より高い FIT価格を適用*	-	○ 営農型専用入札枠あり	○ 営農型専用入札枠あり	○ インセンティブ付与 (売電価格プレミアム US6¢/kWh)
	規制	○ 農地の一時転用は3年間、荒 廃農地の場合は10年間許可 される(支柱部分)	○ 塩害農地の一時使用 許可20年延長可能	× 2ha以上の農地は 承認が必要	-	× 3年平均で66%以上の収 穫量を維持しなければなら ない	× 農業との両立、収穫量の モニタリングが必要 (入札仕様)	× 年間発電量が需要の 125%を超えない場合、 農地に設置可能
	ガイドライン	-	○ 営農ガイドラインあり (新・再生可能エネルギーセ ンター)	-	○ 営農ガイドラインあり (Building Research Establishment)	○ 営農ガイドラインあり (Fraunhofer ISE)	○ 営農ガイドラインあり (ADEME)	○ 営農ガイドラインあり (Center for Agriculture, Food, and the Environment, The University of Massachusetts Amherst)

\* 2021年の地上設置型のFIT価格は約NT\$3.8/kWh、営農型は約NT\$4.0/kWh、水上型は約NT\$4.2/kWh

# 水上への太陽光導入についても農地と同様に環境へ配慮した規制を設けたうえで導入を促進する国が多い

## 水上設置型太陽光発電における概況

水上

- 太陽光発電を対象とした法規制  
特殊な設置形態の太陽光発電向けのガイドライン
- 一般的な法規制  
一般的な太陽光発電向けのガイドライン
- 規制緩和・導入促進
- 規制強化・導入抑制

		アジア			欧州		米国	
		日本	韓国	台湾	英国	ドイツ	フランス	MA州
水上設置型	導入関連指標	導入実績 145MW(2018年)	導入目標 2.6GW(2030年)	高雄市は210MWの 導入目標を設定 (養殖場の水面上に設置)	導入実績 9.8MW(2018年)	不明	少なくとも17MWを導入済 (2019年)	不明
	導入政策	—	地上設置型(1.0)より高い REC係数(1.5)を適用	地上設置型より高い FIT価格を適用*	—	水上設置の入札枠あり	水上設置の入札枠あり	インセンティブ付与 (売電価格プレミアム US3¢/kWh)
	規制	特定農業用ため池において、 堤体の掘削等の行為は都道府 県知事の許可等が必要	—	灌漑貯水池への 太陽光設置可能面積を 50%以下に制限	開発の許可制度、リスク 管理・事故報告等の義務	試運転時にWater Permitを 取得しなければならない	直接保護領域(取水口付 近)では、許可されたものを 除き設置は禁止される	湿地や池、湖等への建築物 には、開発許可が必要
	ガイドライン	—	水上ガイドラインあり (新・再生可能エネルギーセ ンター)	—	—	—	水上ガイドラインあり (地方環境・開発・住宅局 DREAL Provence-Alpes- Côte D'Azur)	—

\* 2021年の地上設置型のFIT価格は約NT\$3.8/kWh、営農型は約NT\$4.0/kWh、水上型は約NT\$4.2/kWh

## 2. 我が国と諸外国の規制

② 我が国と諸外国の規制

# 傾斜地への太陽光発電導入に対する法規制の存在する国は少なく韓国では傾斜角度の規定 現状回復・竣工検査・定期点検実施の義務が定められている

## 傾斜地における日本と海外の規制

- 太陽光発電を対象とした法規制
- 一般的な法規制
- 法規制ではないが実質遵守されるもの

規制 × 傾斜地

規制項目

		規制項目				規制緩和、規制強化・導入の目的
		開発	設計	施工	維持管理	
		許認可	設置条件			
アジア	日本	<p><b>規制強化・導入</b> 森林法 (林地開発許可)</p> <p>土地の形質の変更を行うことによる1haを超えての開発行為は開発許可が必要* (5条森林)</p>	<p><b>規制強化・導入</b> 森林法 (林地開発許可)</p> <p>土砂の流出、または崩壊その他の災害を発生させる恐れが無いこと 周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい影響を及ぼす恐れが無いこと ✓ 下流地域に水害を発生させる恐れが無いこと ✓ 環境を著しく悪化させることが無いこと</p>			森林保護
	韓国	<p><b>規制強化・導入</b> 山地管理法</p> <p>山地一次利用許可が必要</p>	<p><b>規制強化・導入</b> 山地管理法</p> <p>傾斜角15度以下 現状回復義務</p>	<p><b>規制強化・導入</b> 国土の計画及び利用に関する法律施行規則</p> <p>竣工検査済証明書の提出</p>	<p><b>規制強化・導入</b> 新エネルギー・再生可能エネルギーの開発・利用・普及促進法</p> <p>専門機関による定期点検義務化</p>	傾斜地事故の抑制 (山林庁の開発許可数は、2018年の5,553件から2019年は2,129件に減少)
	台湾					—
欧州	英国					—
	ドイツ					—
	フランス					—
米国	MA州					—

\*都道府県知事のが立てた地域森林計画の対象となる民有林

② 我が国と諸外国の規制

# 営農型においては農地転用の一時使用許可や設置場所の限定のほか農業との両立を維持する条件が規定されている

## 営農型の日本と海外の規制

- 太陽光発電を対象とした法規制
- 一般的な法規制
- 法規制ではないが実質遵守されるもの

規制 × 農地

規制項目

		開発		設計	施工	維持管理	
		許認可	設置条件				規制緩和、規制強化・導入の目的
アジア	日本	<b>規制緩和</b> <span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">農地法</span> 農地の一時転用は3年間だが、 荒廃農地は10年間許可される	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">通知</span> 地域の平均的単収と比較し20%以上減少しない(荒廃農地は対象外) 年1回農作物生産状況(収量等)を農業委員会へ報告する	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">通知</span> 農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)を確保する 架台は簡易な構造で、基礎は容易に撤去できる構造とする			条件付きでの導入促進 荒廃農地の活用を促進
	韓国	<b>規制緩和</b> <span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">農地法</span> <b>塩害農地は最大20年使用許可</b>					塩害農地の活用を促進
	台湾	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">農地利用審査における農業当局の変更承認</span> 2ha以上の農地は許可が必要					農地保護
欧州	英国	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">Agricultural Land Classification</span> 痩せた土地の地域に限定					農地保護
	ドイツ		<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">入札仕様</span> 太陽光非設置エリアと比較して、3年平均で66%以上収穫量があることを示す専門家による証明が必要	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">入札仕様</span> 農地上空に設置する場合、農地減少面積は耕地面積の10%を超えないものとし、農地と水平に間隔を取って設置する場合、15%を超えないものとする			条件付きでの導入促進
	フランス		<b>規制強化・導入</b> <span style="background-color: #f5f5dc; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">都市計画法</span> 景観に影響を与えない	<b>規制強化・導入</b> <span style="border: 1px dashed #ccc; padding: 2px;">入札仕様</span> 農業との両立が必要			条件付きでの導入促進
米国	MA州		<b>規制強化・導入</b> <span style="background-color: #f5f5dc; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">MA州法</span> 年間発電量が需要の125%を超えない場合、農地に設置可能				自家消費メインで導入

② 我が国と諸外国の規制

# 水上型は多くの国で設置場所の制限があり 台湾では設置面積を50%以下に規定し 水環境保全のため定期的な水質検査の実施を義務付けている

## 水上設置型の日本と海外の規制

  太陽光発電を対象とした法規制  
  一般的な法規制  
  法規制ではないが実質遵守されるもの

規制 × 水上



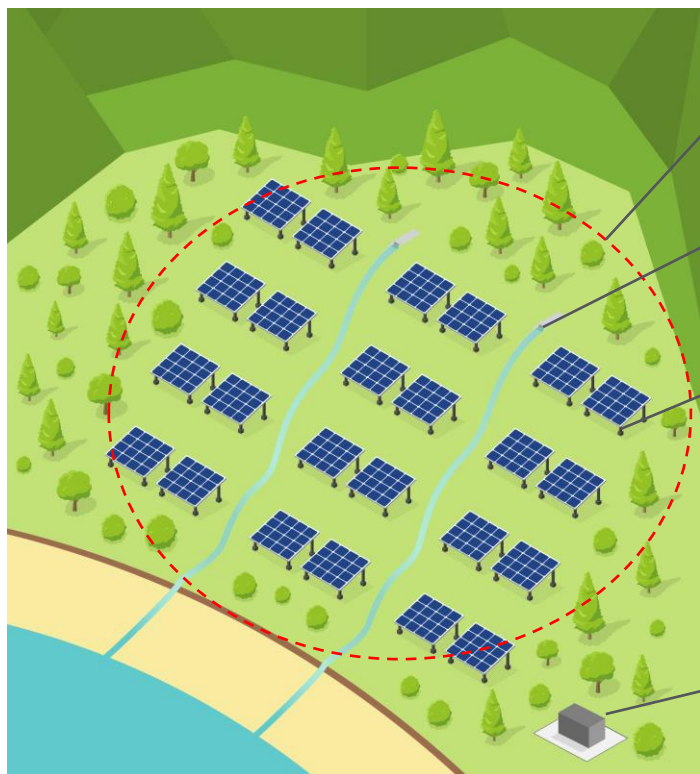
\*決壊による水害その他の災害により、周辺区域に被害を及ぼす可能性がある農業用ため池

### 3. 我が国のガイドラインへの反映

# 傾斜地設置型では主に韓国の規制・ガイドラインを参考に日本へ適用した

## 傾斜地設置型における我が国のガイドラインへの反映

傾斜地



### 参考とした諸外国の 規制・ガイドライン

### ガイドライン適用内容

	参考とした諸外国の 規制・ガイドライン	ガイドライン適用内容
地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 山地管理法</li> <li>✓ 太陽光発電施工基準</li> <li>✓ Location Considerations for Ground-Mounted Solar PV Arrays</li> </ul>	<p><b>1.2 適用範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 急傾斜地(傾斜角30度以上で斜面の高さが5 m以上)に設置する場合は、表面侵食、斜面崩壊、土砂流出、基礎・架台の構造安全性および施工方法について特別な配慮をする</li> </ul>
排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 太陽光発電施工基準</li> </ul>	<p><b>6.3 排水計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自然斜面においても排水工を設置し、のり面の侵食や土砂流出防止を図ることが必要である</li> <li>✓ 下流側放流先の排水能力を越え、溢水による浸水被害などが発生しないよう必要に応じ、調整池の整備を検討することも必要である</li> </ul>
架台	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Guide to the Installation of Photovoltaic</li> </ul>	<p><b>8.3 風圧荷重</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地形の影響による設計速度圧の割増しについては、風洞実験や数値流体解析によって適切に設定することを基本とし、比較的単純な地形の場合には建築物荷重指針・同解説による方法によって設定することができる</li> </ul>
基礎	—	—
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 太陽光発電施工基準</li> </ul>	<p><b>13.1 電気設備の設置場所に関する注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電気機器は、排水の障害とならない場所および機器が浸水しない場所に設置する必要がある</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 山地管理法</li> <li>✓ 太陽光発電施工基準</li> </ul>	<p><b>14.1 一般共通項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 設計の見直しや工法変更が生じた場合は、変更の理由、経緯、意図などを設計者に対して共有するとともに要求性能を満足しているか確認する必要がある</li> </ul>



③ 我が国のガイドラインへの反映

# 営農型は 欧州のガイドラインを参考とし 農機のサイズを考慮し 十分な高さや幅をとるだけでなく 腐食や配線切断が生じにくい措置をとった

## 営農型における我が国のガイドラインへの反映

営農



参考とした諸外国の 規制・ガイドライン

ガイドライン適用内容

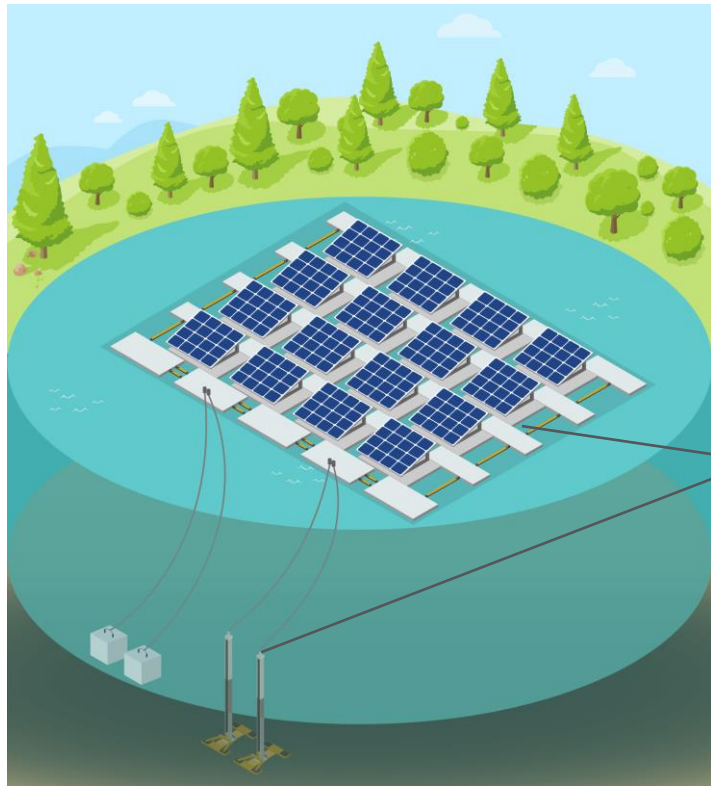
地盤	参考とした諸外国の 規制・ガイドライン	ガイドライン適用内容
地盤	—	—
排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Planning guidance for the development of large-scale ground mounted solar PV systems</li> <li>✓ Agricultural Good Practice Guidance for Solar Farms</li> </ul>	<p><b>1.5 構造設計方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農地における排水については既存設備として整備されているものと推測されるが、アレイの設置によって排水状況の変化が予想される場合には必要に応じて排水計画についても検討することが望ましい</li> </ul>
架台	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DIN SPEC 91434 - Agri-photovoltaic systems - Requirements for primary agricultural use</li> <li>✓ AGRIVOLTAICS: OPPORTUNITIES FOR AGRICULTURE AND THE ENERGY TRANSITION</li> </ul>	<p><b>6.1 全体配置計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アレイ面および架台（梁）の高さは、効率的な農作業の環境を確保するため、農業機械の高さや作業者が立って作業を行える高さ（最低地上高が概ね2 m以上）を考慮して設定する</li> </ul> <p><b>6.2 アレイ面の傾斜角と離隔距離</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アレイ面の離隔距離は設置場所の緯度を考慮して、下部農地での日照が十分に確保できるように設定する</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Caractériser les projets photovoltaïques sur terrains agricoles et l'agrivoltaïsme</li> <li>✓ AGRIVOLTAICS: OPPORTUNITIES FOR AGRICULTURE AND THE ENERGY TRANSITION</li> </ul>	<p><b>9.1 架台設計の注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 営農に支障をきたさない程度の十分な空間確保が可能な柱の間隔および梁の高さとし、架台下の作業空間を分断する筋交いなどの配置は最小限とする</li> </ul> <p><b>10.2 基礎形式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基礎は杭基礎を基本とする</li> <li>✓ 作土層を保護する観点から、原則として地盤改良工法は行わない</li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Agricultural Good Practice Guidance for Solar Farms</li> </ul>	<p><b>12.3 農作業による配線切断対策に関する注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ケーブルや接地線を埋設する場合には、農作業による配線切断の恐れがないように配線する</li> </ul> <p><b>12.4 営農環境における電気機器の腐食の注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 営農環境における腐食の恐れがある場合は、電気機器の選定を適切に行う</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Planning guidance for the development of large-scale ground mounted solar PV systems</li> <li>✓ Caractériser les projets photovoltaïques sur terrains agricoles et l'agrivoltaïsme</li> </ul>	<p><b>1.6 電気設計方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本的な設計は、電気設備の技術基準の解釈などの関連法令や民間規格を参照して設計する</li> </ul> <p><b>5.3 農地の利用状況と農作物の調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去の平均的な収量および品質を事前に把握しておく</li> <li>✓ 知見者の意見を聴取し 営農の妥当性について確認する</li> </ul>

③ 我が国のガイドラインへの反映

# 水上設置型は DNV/SERIS等のガイドラインに倣い 生態系に配慮しつつ 自重や積荷重 波力 潮力を考慮し 耐食性の高い部材を使用することを考慮した

## 水上設置型における我が国のガイドラインへの反映

水上



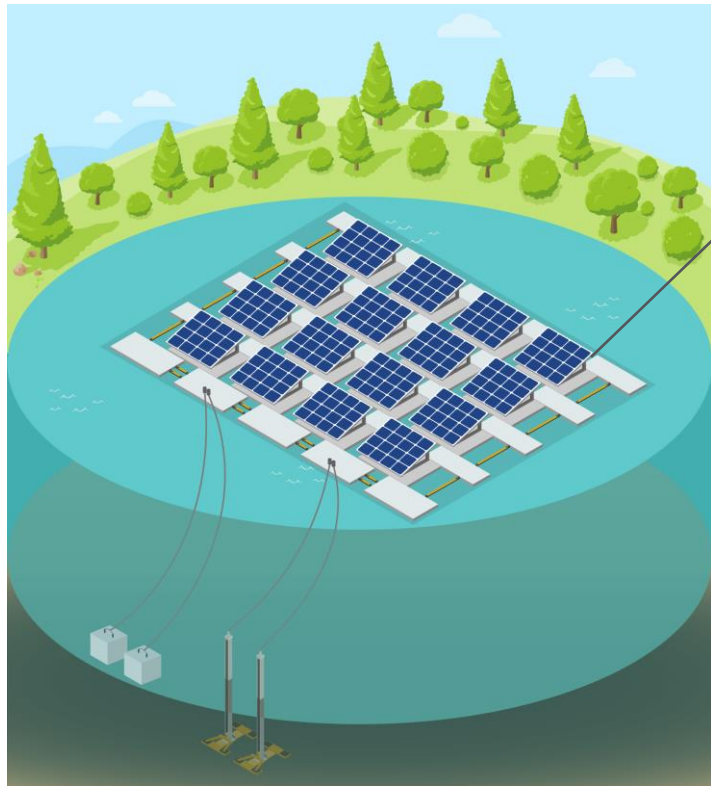
	参考とした諸外国の 規制・ガイドライン	ガイドライン適用内容
水域	<ul style="list-style-type: none"> <li>France: Cadre regional pour le developpement des projets photovoltaïques en Provence-Alpes-Cote d'Azur</li> <li>World Bank /SERIS: Where Sun Meets Water: Floating Solar Market Report</li> </ul>	<p><b>5.5 環境・景観対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水上設置型太陽光発電システムでは、その規模にかかわらず、環境、景観に配慮することとする</li> <li>飲料用水、農業用水等を使用されているため池に設置する場合は、必要に応じ、定期的に水質検査を行い、その用途を害することがないようにモニタリングを行うとともに対策を講じる</li> </ul>
フロート・ 係留・ 架台	<ul style="list-style-type: none"> <li>South Korea: 太陽光発電施工基準</li> </ul>	<p><b>7.1 想定荷重と荷重の組み合わせ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として考慮する荷重は、自重、載荷重(機器、作業員)および風圧荷重、波力とする</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>World Bank /SERIS: Where Sun Meets Water: Floating Solar Market Report</li> </ul>	<p><b>10.1 係留設計での基本事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の係留索が破断した場合にアイランドの移動、他の係留索への荷重集中によって連鎖的に被害が拡大しないよう、工夫して設計を行う</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>South Korea: 太陽光発電施工基準</li> <li>Enterprise-Singapore: TR 100:2022 Floating photovoltaic power plants Design guidelines and recommendations</li> </ul>	<p><b>10.3 係留索の設計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係留索は水位変動などに追従できるようある程度余裕を持たせて長さを設定する</li> <li>弾性係留索をある程度緊張状態で係留索を展張し、初期張力を持たせることによってフロートの水平変位や動揺を抑えることができる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>South Korea: 太陽光発電施工基準</li> <li>DNV: DNV-RP-0584 Design, development and operation of floating solar photovoltaic Systems</li> </ul>	<p><b>11.2 水上部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムの供用期間中に構造上致命的な腐食や腐朽がないよう、耐食性を確認する</li> <li>異なる金属を組合せて用いると異種金属接触腐食の原因となるため可能な限り同じ金属を用いる</li> </ul>

③ 我が国のガイドラインへの反映

# 水上設置型は DNV/SERIS等のガイドラインに倣い 生態系に配慮しつつ 自重や積荷重 波力 潮力を考慮し 耐食性の高い部材を使用することを考慮した

## 水上設置型における我が国のガイドラインへの反映

水上



	参考とした諸外国の 規制・ガイドライン	ガイドライン適用内容
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>☐ South Korea: 太陽光発電施工基準</li> <li>☐ DNV: DNV-RP-0584 Design, development and operation of floating solar photovoltaic Systems</li> </ul>	<p><b>12.1 水上の配線方法に関する注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ケーブルの移動が想定される場所は、キャブタイヤケーブルを利用するかケーブルの損傷を避けるため、保護管に入れる</li> <li>✓ 保護管を使用する場合は導管内に水が溜まらないよう配慮することが必要である</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>☐ World Bank/SERIS: Where Sun Meets Water: Floating Solar Market Report</li> <li>☐ Enterprise-Singapore: TR 100:2022 Floating photovoltaic power plants Design guidelines and recommendations</li> </ul>	<p><b>12.1 水上の配線方法に関する注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ フロートやアイランドの移動によりケーブルに過度な張力が発生しないように配線に余長を持たせる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>☐ Taiwan: 農地水利協会の灌漑貯水池における太陽光発電設備の設置の管理原則</li> </ul>	<p><b>5.5 環境・景観対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 飲料用水、農業用水等に使用されているため池に設置する場合は、必要に応じ、定期的に水質検査を行い、その用途を害することがないようにモニタリングを行うとともに対策を講じる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>☐ World Bank/SERIS: Where Sun Meets Water: Floating Solar Market Report</li> </ul>	<p><b>14.2 フロートと太陽電池モジュール(水上)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ モジュール洗浄を行う場合は、水質に悪影響を与えない方法で実施する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>☐ World Bank/SERIS: Where Sun Meets Water: Floating Solar Market Report</li> </ul>	<p><b>14.3 係留索(水中)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 水中の係留索および係留アンカーは、点検診断を行うとともに、点検診断結果をもとに健全度評価を行い、必要に応じ維持補修工事を実施する</li> <li>✓ 係留アンカーに係る点検診断は、移動・変形の有無、周辺水底土砂の洗掘の有無などに着目し、潜水土による潜水目視調査により行う</li> </ul>

Make your impact

国境 を超え、信をつなぐ。

本件に関するお問い合わせ先

---

**Deloitte.**

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社  
エネルギーユニット

海外事業戦略・公共政策チーム リード  
シニアマネジャー  
榎本 哲也

〒100-6390 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング  
[www.deloitte.com/jp/dtc](http://www.deloitte.com/jp/dtc)

---

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001